



12月3日～9日は障害者週間

差別解消へ、来年4月に法施行

障がい福祉課 ☎70・5623

自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現へ

12月3日～9日は「障害者週間」です。平成16年6月の障害者基本法の改正で、国民の関心と理解を深め、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、12月9日としていた従来の「障害者の日」に代わり設定されました。障がいには視覚、聴覚、肢体、知的、精神などたくさん種類があり、いくつかの障がい重なっている人もいます。同じ障がいでも、その人の状況によって大変さや困っていることはさまざまです。同週間をきっかけに、障がいのある人もない人も、同じように自分らしく生き生きと暮らせる社会について、みんなで考えてみませんか。同週間に合わせて、12月

5日(土)に市役所で「あやせ」ともつりを開催します。詳しくは広報あやせ11月15日号3ページを見てください。

共生する社会を目的に障害者差別解消法施行

来月4月1日から、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)が施行されます。差別の解消を推進し、全ての人が障がいの有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目的としています。

障がい者への配慮などシンボルマークを表示

紙面の下に掲載したシンボルマークは、障がい者に配慮した施設であることや、それぞれの障がいを分かりやすく表示しているものです。国際的に定められたり、法律に基づいたりしているほか、障がい者団体が独自に提唱しているものもあります。その中で、代表的なものを紹介します。各マークの詳細や使用・配布方法などは、各団体に問い合わせてください。

●相談を実施

障がい者の生活全般の悩みや問題、就労などについて、専門の施設職員が相談に応じています。詳しくは3ページに掲載の「12月の相談」を見てください。



障害者のための国際シンボルマーク

障がい者が利用できる建物・施設であることを示す、世界共通のマークです。車椅子を利用する人だけでなく、障がいのある全ての人のためのマークです。

☎03・5273・0601 ☎03・5273・1523 [HPwww.jsrpd.jp/](http://www.jsrpd.jp/)



ハート・プラスマーク

身体内部に障がいのある人を表しています。心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいいため、さまざまな誤解を受けることがあります。そのような人の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるためのマークです。

☎052・718・1581 [HPwww.normanet.ne.jp/~h-plus/](http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/)



盲人のための国際シンボルマーク

世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物、書籍などに使用されています。

☎03・5291・7885 [HPhomepage2.nifty.com/welblind/](http://homepage2.nifty.com/welblind/)



オストメイトマーク

オストメイト(人工肛門・ぼうこうを造設している人)のための設備があることを示すマークです。オストメイト対応のトイレなどがあることを示す場合などに使用されています。

☎03・5670・7681 [HPwww.joa-net.org/](http://www.joa-net.org/)



耳マーク

聴覚に障がいがあることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。自治体、病院、銀行などが、聴覚障がい者を援助することを示すマークとしても使用されています。

☎03・3225・5600 ☎03・3354・0046 [HPwww.zennancho.or.jp/](http://www.zennancho.or.jp/)



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬法で定められた補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を受け入れる店の入口などに貼るマークです。

☎03・5253・1111 ☎03・3503・1237



聴覚障害者標識

聴覚に障がいがあることを理由に、運転免許に条件を付された人が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った場合は、道路交通法違反となります。

☎046・261・0110



障害者雇用支援マーク

公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障害者就労支援や障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。

☎052・218・2154 ☎052・218・2155 [HPwww.social.or.jp/itcenter/](http://www.social.or.jp/itcenter/)



身体障害者標識

肢体不自由であることを理由に、運転免許に条件を付された人が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った場合は、道路交通法違反となります。

☎046・261・0110



「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク(社会福祉法人日本盲人会連合推奨マーク)

白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見掛けたら、進んで声を掛けて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

☎058・214・2138 [HPwww.city.gifu.lg.jp/21102.htm](http://www.city.gifu.lg.jp/21102.htm)